平成 24 年 9 月 18 日

各　位

会　社　名　パラマウントベッドホールディングス株式会社
代 表 者 名　代表取締役社長　　木村　恭介
（コード番号　：　7817　　東証第一部）
問 合 せ 先　執行役員総務部長　北原　義春
（ＴＥＬ　　03 － 3648 － 1100）

「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）」の再導入について

当社は、平成 24 年 9 月 18 日開催の取締役会において、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）」（以下、「本プラン」といいます。）の再導入を決議いたしましたのでお知らせいたします。

当社は、平成 21 年 9 月より本プランを導入し平成 24 年 4 月に終了しております。本プラン導入による実績等を総合的に勘案した結果、再導入することにいたしました。

1．本プランの概要

本プランは、「パラマウントベッドグループ従業員持株会」（以下「持株会」といいます。）に加入するすべての当社グループ従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「パラマウントベッドグループ従業員持株会専用信託」（以下、「従持信託」といいます。）を設定し、従持信託は、今後 4 年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

本プランは、従業員に対して中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与すると同時に、福利厚生の増進策として、持株会の拡充を通じて従業員の株式取得及び保有を促進することより従業員の財産形成を支援することを狙いとしています。

2．本プランの仕組み

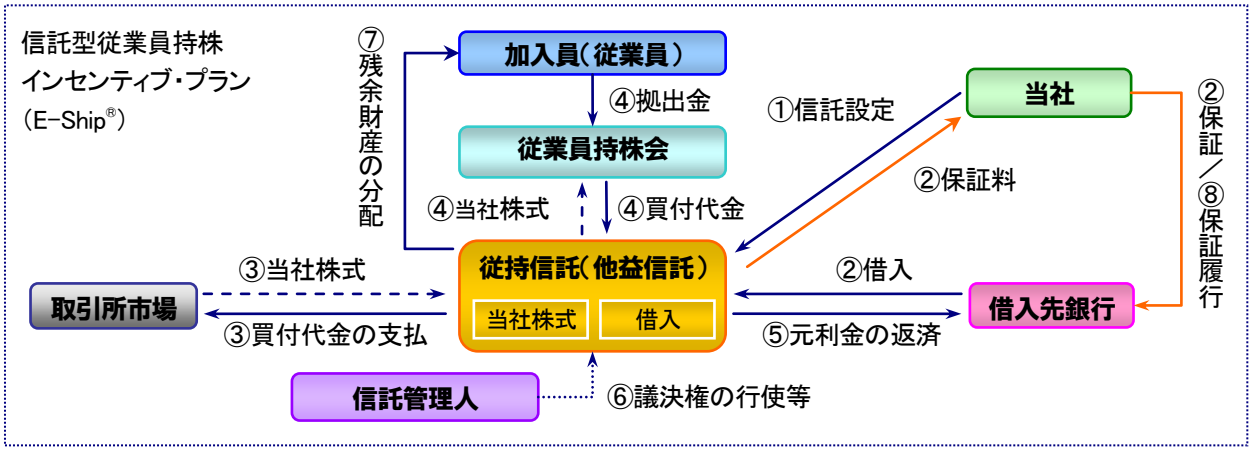

① 当社が、受益者適格要件を充足する持株会会員を受益者とした従持信託（他益信託）を設定します。
② 従持信託は借入先銀行から当社株式の取得に必要な資金の借入を行います。当該借入に当たっては、当社、従持信託、借入先銀行の三者間で従持信託の行う借入に対して保証契約を締結します。当社は、当該保証契約に基づき、従持信託の借入について保証を行い、その対価として保証料を従持信託から受け取ります。なお、本件における借入先銀行は当社とは資本関係のない金融機関となります。
③ 従持信託は信託期間内に持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を取引所市場から取得します。
④ 従持信託は信託期間を通じ、上記③に従って取得した当社株式を、一定の計画（条件及び方法）に従って継続的に持株会に時価で売却します。
⑤ 従持信託は持株会への当社株式の売却により受け入れた株式売却代金、及び保有する当社株式に係る配当金をもって、借入の元利金等返済に充当します。
⑥ 従持信託が保有する当社株式については、受益者のために選定された信託管理人が議決権行使等の指図を行います。
⑦ 信託終了時に信託内に残余財産がある場合には、受益者適格要件を充足する者に分配されます。
⑧ 信託終了時に借入が残っている場合には、保証契約に基づき、当社が弁済します。

３．従持信託の概要

(1) 名　称：　パラマウントベッドグループ従業員持株会専用信託
(2) 委託者：　当社
(3) 受託者：　野村信託銀行株式会社
(4) 受益者：　受益者適格要件を満たす者（受益権確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至ります。）
(5) 信託契約日：　平成 24 年９月 18 日
(6) 信託の期間：　平成 24 年９月 18 日～平成 28 年９月 30 日
(7) 信託の目的：　持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者適格要件を満たす者への信託財産の交付
(8) 受益者適格要件：　受益者確定手続開始日（信託期間満了日が到来し信託財産の換価処分が終了した日、信託財産に属する当社株式が本持株会へ全て売却された日等）において生存し、かつ、本持株会に加入している者（但し、本プラン開始日以降受益者確定手続開始日までに関係会社への転籍又は役員への昇格によって本持株会を退会した者を含みます。）を受益者とします。

４．従持信託による当社株式の取得の内容

(1) 取得する株式の種類：　当社普通株式
(2) 株式の取得価格の総額：　519 百万円を上限とする
(3) 株式の取得期間：　平成 24 年 10 月２日から平成 24 年 11 月 16 日まで
(4) 株式の取得方法：　取引所市場より取得

（ご参考）

E-Ship®は野村證券株式会社の登録商標です。

E-Ship®（Employee Shareholding Incentive Plan　の略称）は、米国で普及している従業員持株制度 ESOP（Employee Stock Ownership Plan）を参考に、野村證券株式会社及び野村信託銀行株式会社が従業員持株会の仕組みを応用して開発した新しい従業員向けインセンティブ・プランです。

以　上